

庄内町民間施設指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)募集

庄内町では、熱中症による健康被害を防止し、町民の生命と健康を守るため、一部の公共施設を指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」)として開放しています。

さらなる熱中症予防のため、クーリングシェルターを運用し、町と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設(店舗・事業所等)を募集します。

1 運用期間(令和8年度)

令和8年4月22日から10月21日まで

※開放可能日及び時間帯については、施設管理者の状況に応じます。

2 指定基準等

(1)クーリングシェルターとして備えるべき基準

- ・適当な冷房設備を有すること
- ・「熱中症特別警戒アラート」が発表された時に限らず、当該施設の開放可能日において開放できること
- ・開放するにあたり、必要かつ適切な空間を確保できること

(2)指定要件

- ・「(1)クーリングシェルターとして備えるべき基準」のすべてに適合できること
- ・庄内町との協定を締結できること
- ・施設の名称、開放できる場所、所在地、開放可能日、開放時間、受入想定人数の公表に同意できること
- ・ポスター、チラシ、のぼり設置等の庄内町が行う広報活動に協力できること

なお、クーリングシェルターの設置や運用にかかる維持経費は、民間施設側での負担となります。

3 応募方法

クーリングシェルターの開設にご協力いただける施設がございましたら、別紙「クーリングシェルター民間施設申請書用紙」に必要事項を入力いただき、環境防災課温暖化対策係へメール(shinene@town.shonai.yamagata.jp)にて提出ください。

なお、クーリングシェルターの指定にあたり、別途、協定締結が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

4 クーリングシェルター施設の表示

クーリングシェルターとなる施設では、入口等にのぼり旗等の掲示をしていただきます。

○申込・問合せ 環境防災課温暖化対策係 TEL0234-43-0256 FAX0234-42-0893